

## 競争的資金等管理・監査体制に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、盛岡大学及び盛岡大学短期大学部（以下「本学」という。）の競争的資金等の管理・監査体制に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、不正使用とは、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用、又は競争的資金等の交付の決定内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。この規程に定める用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 競争的資金等

文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金等、研究機関や研究者から研究課題を公募し、第三者による審査を経て優れた課題に配分される研究資金をいう。

(2) 構成員

競争的資金等の運営・管理に関わるすべての教育職員、事務職員、技術職員及びその他の関連する者をいう。

(3) 不正使用

業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより本学から研究資金を支出させ、それを業者に管理させる「預け金」、出張伺書や出勤簿の改ざん等により、本学から旅費や謝金等を不正に請求した現金を当該研究室または研究者個人が管理する「プール金」、業者に虚偽の請求書等を作成させることにより本学から研究資金を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させる「書類の書換え」等をいう。

(4) コンプライアンス教育

不正を事前に防止するために構成員に対し、自身が取り扱う研究資金の使用ルールやそれにともなう責任、自らどのような行為が不正にあたるのかなどを理解させるために実施する教育をいう。

(法令の遵守)

第3条 本学における競争的資金等の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年政令第二百五十五号）及び関係法令並びに独立行政法人日本学術振興会が定める取扱要領等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(責任の範囲及び権限)

第4条 競争的資金等の管理運営責任者として、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

2 最高管理責任者は、研究資金の管理運営について最終責任を負う。また、不正防止対策の基本方針を策定のうえ、これを周知し、実施に必要な措置を講じる。また、競争的資金等がより効果的かつ効率的に活用される環境を醸成する。最高管理責任

者には学長をもって充てる。

- 3 統括管理責任者は最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の管理運営について本学を統括する。統括管理責任者は不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、全体の具体的な対策を策定し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者へ報告する。統括管理責任者には、事務局長をもって充てる。
- 4 コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者の指示のもと、競争的資金等を実質的に管理運営する。コンプライアンス推進責任者は当該学部等のコンプライアンス教育を実施、受講状況を統括管理責任者へ報告するとともに、競争的資金等が適切に管理運営されているかモニタリングする。コンプライアンス推進責任者には文学部長、栄養科学部長及び短期大学部長をもって充てる。
- 5 統括管理責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を置くことができる。コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示のもとコンプライアンス推進責任者に準ずる業務を行う。

(ルール of 明確化及び統一化)

第5条 競争的資金等に係る事務処理手続に関するルールについては、本規程のほか、別に定める競争的資金等事務取扱要領による。

- 2 競争的資金等の適正な管理運営を図るため、本規程の定期的な見直しを行うものとする。
- 3 競争的資金等の管理運営に関わるすべての構成員に対し、研修会等の受講を義務付ける。

(職務権限の明確化)

第6条 競争的資金等の事務処理に関する職務権限については、別に定める学校法人盛岡大学管理運営規程及び競争的資金等事務取扱要領による。

(関係者の意識向上)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、構成員に対しコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度について把握する。

- 2 前項の構成員は、別に定める誓約書(様式第1号)を提出しなければならない。

(告発等の取扱い、調査及び懲戒等)

第8条 本学内外からの不正使用に関する告発窓口担当者を事務局長とし、不正使用に関する告発等を受け付けるものとする。

- 2 告発等の取扱い及び調査委員会の設置及び調査については、別に定める研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程による。

(不正防止計画の策定・実施)

第9条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因を把握のうえ不正防止計画を策定し、実施しなければならない。

- 2 最高管理責任者は不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

(競争的資金等の適正な管理運営)

第10条 競争的資金等の管理は関係法令及び学校法人盛岡大学経理規程の規定によるもののほか、本規程の定めによる。

(情報発信・共有化の推進)

第11条 競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を事務局総務部に設置する。

2 最高管理責任者は、競争的資金等の不正使用の取り組みに関する機関の方針等を外部に公表する。

(内部監査の実施)

第12条 競争的資金等の適正な使用を確保するため、最高管理責任者は学校法人盛岡大学監査室長に依頼し、内部監査を受けなければならない。

2 内部監査は次の各号に掲げる種類とし、通常監査は毎年10月末日までに実施し、特別監査及びリスクアプローチ監査については必要に応じて実施するものとする。監査結果については最高管理責任者へ報告しなければならない。

(1) 通常監査

内部監査を実施する年度において、本学に所属する研究者が研究代表者として科学研究費助補助金及び学術研究助成基金助成金の交付を受けている研究課題数の概ね10%以上を対象とした監査をいう。

(2) 特別監査

書類上の調査に止まらず、実際の使用状況や納品の状況等、事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的な監査で、通常監査を行う補助事業のうち概ね10%以上を対象とした特別の監査をいう。

(3) リスクアプローチ監査

不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、次のような手法により行う監査をいう。

ア 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して先方に確認、出勤簿に照らし合わせるほか、出張の目的や概要について抜き打ちでヒアリングを行う。

イ 非常勤雇用者の一部を対象に勤務実態についてヒアリングを行う。

ウ 納品後の物品等の現物を確認する。

エ 取引業者の帳簿との突合を行う。

3 最高管理責任者は監査結果を踏まえて、必要に応じて統括管理責任者に管理の改善を指示しなければならない。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は両大学教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年3月24日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和6年7月1日から施行する。

様式第1号（研究者用）

## 誓 約 書

盛岡大学・盛岡大学短期大学部 学長 様

私は、盛岡大学・盛岡大学短期大学部の研究者として、競争的資金等の原資が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識のうえ、研究計画に基づき公正かつ効率的に使用し、研究活動において不正を行わないことを誓約いたします。

競争的資金等の使用にあたっては、使用ルール、関係法令及び本法人が定める規則規程等を遵守し、不正を行った場合は法的な責任を負担いたします。

取引業者等との利害関係において、国民の疑惑や不信を招くことのないよう誠実に行動し、教職員が相互に連携のうえ、不正防止に努めます。

令和 年 月 日

所属 \_\_\_\_\_

氏名（自署） \_\_\_\_\_

様式第1号（事務・技術職員用）

## 誓約書

盛岡大学・盛岡大学短期大学部 学長 様

私は、盛岡大学・盛岡大学短期大学部の事務職員（技術職員）として、競争的資金等の原資が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識のうえ、不正を行わないことを誓約いたします。

競争的資金等の使用にあたっては、使用ルール、関係法令及び本法人が定める規則規程等を遵守し、不正を行った場合は法的な責任を負担いたします。

取引業者等との利害関係において、国民の疑惑や不信を招くことのないよう誠実に行動し、教職員が相互に連携のうえ、不正防止に努めます。

令和 年 月 日

所属 \_\_\_\_\_

氏名（自署） \_\_\_\_\_